

杉並区小中一貫教育基本方針

平成 26 年 2 月

杉並区教育委員会

目 次

第1 基本方針の考え方	1
1 基本方針改定の趣旨	
2 基本方針の位置づけと期間	
3 小中一貫教育の目的	
4 小中一貫教育の必要性	
5 杉並区の小中一貫教育の特長	
第2 小中一貫教育の目指す効果	5
【効果1】学びの系統性・連続性を重視した指導による学力・体力の向上	
【効果2】「かかわり」と「つながり」の中で育まれる豊かな人間性の涵養	
【効果3】地域とのかかわりの中で、社会とかかわる力の育成	
第3 小・中学校の組み合わせと施設形態の考え方	7
第4 小中一貫教育の推進に向けて	8
1 学校における取組	
2 教育委員会の役割	
3 地域との連携推進	
資料1 一貫性のある教育の深化	9
資料2 小中一貫教育の取組事例	10
情報共有	
交流授業	
保護者肯定率	

第1 基本方針の考え方

1 基本方針改定の趣旨

平成19年6月公布の改正学校教育法では、従来小・中学校に分かれていた教育の目標を「義務教育の目標」として統一し、小・中学校が一体となって取り組む姿勢が明確に示されました。このことは、義務教育9年間を見通した連続した学びが必要であることを示しており、杉並区教育委員会では、平成21年9月に「杉並区小中一貫教育基本方針」を策定し、すべての区立学校で、小中一貫教育を推進し、学校教育の充実に努めてきました。

この間、各学校において、児童・生徒の実態、地域の状況に応じた取組みを行うことにより、小・中学校の教員間の交流が進み、相互理解が深まることで学習内容や生活指導が充実しました。また、児童の中学校進学に対する不安感が減り、学校生活への期待感が高まるなどの成果がみられます。

教育委員会は、以上のような成果等を踏まえ、杉並区立小・中学校における義務教育のあり方や方向性を定め、これから的小中一貫教育をさらに発展させるために、「杉並区小中一貫教育基本方針」(以下「基本方針」という。)を改定することにしました。

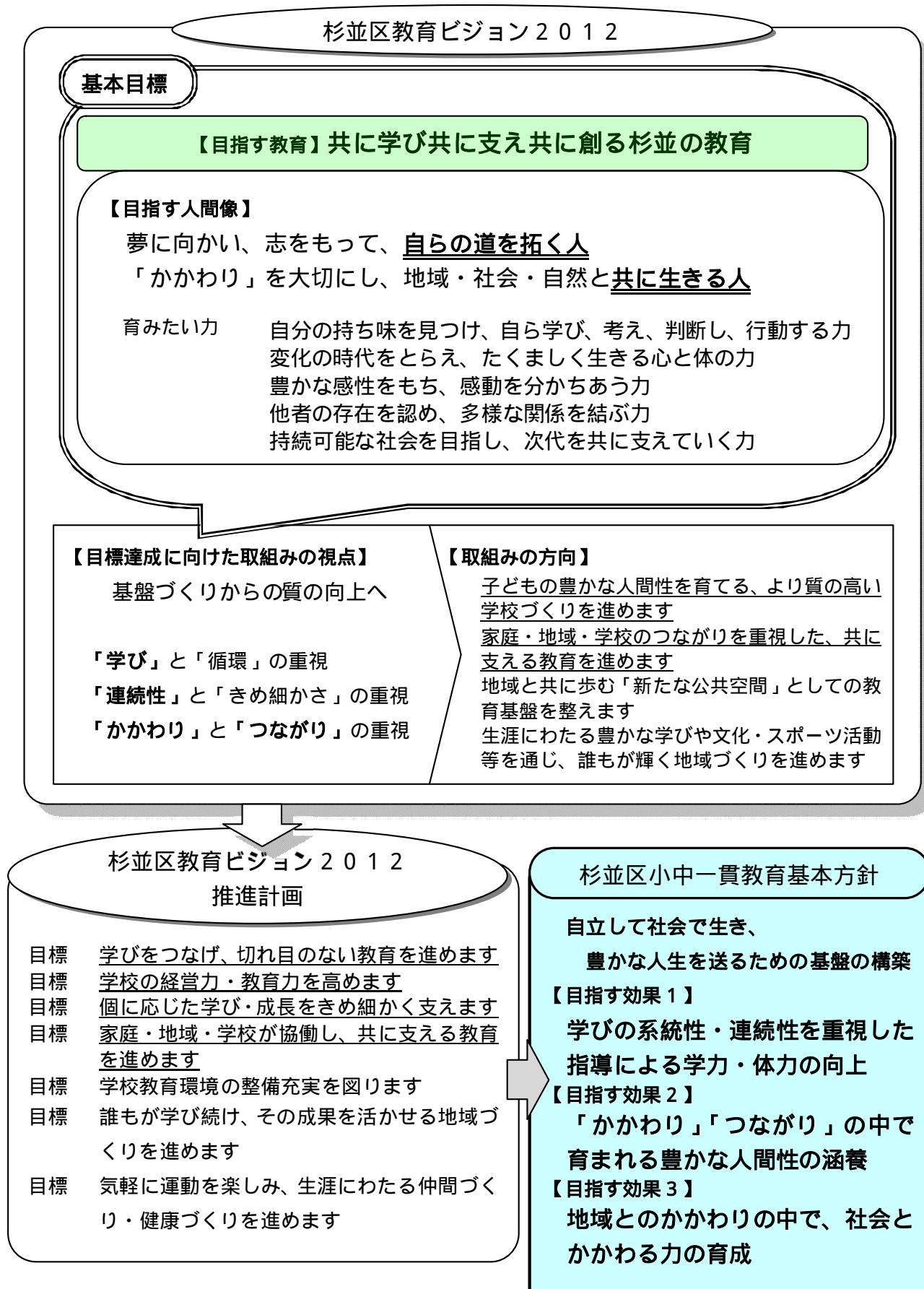
2 基本方針の位置づけと期間

基本方針は、「杉並区基本構想（10年ビジョン）」の実現を目指す「総合計画（10年プラン）」で掲げた「人を育み共につながる心豊かなまち」に呼応し、「杉並区教育ビジョン2012」に示されている目指す教育、並びに目指す人間像に基づき改定します。

基本方針に盛り込んだ施策等については、今後、さらに詳細について検討を行い、「杉並区教育ビジョン2012 推進計画」を踏まえて順次具現化を図ります。

基本方針は、小中一貫教育の取組状況や活動成果等の検証及び評価を踏まえ、平成33年度を目途に必要な見直しを行うものとします。

【杉並区教育ビジョン 2012 との関係】



3 小中一貫教育の目的

「杉並区教育ビジョン 2012」の目指す人間像にある「自らの道を拓く」とは、誰もがもつ、「よりよく生きたい」、「充実した人生を送りたい」という願いを実現していくことです。その実現に向けて努力をするところに人として生きることの意義と大きな価値があります。教育の役割は、一人ひとりの子どもがもっている多様な資質・能力を生かし、自己実現に向けて成長・発達を促すとともに、社会の形成者として育成することにあります。

もう一つの目指す人間像にある「共に生きる」とは、各人の多様な生き方を相互に承認することであり、多様な「かかわり」を通して豊かな人間性が培われます。誰もがもつ「よりよく生きたい」という願いは、社会に貢献する意欲と意志へと成長していきます。

近年、自分に自信がもてず、学習や生活に無気力であったり、将来に不安を感じる子どもたちが増加したりしています。生涯の中で、小・中学校での 9 年間は、その後に続く長い人生の基盤をつくる期間であり、多くのことを学び、知・徳・体のバランスのとれた力を蓄える必要があります。また、自己有用感¹ や自己肯定感² が育まれ、社会の一員としての自覚が培われる大切な時期にあります。

杉並区の小中一貫教育は、杉並区教育ビジョン 2012 が目指す人間像を追求し、すべての子どもたちが、自立して社会で生き、豊かな人生を送るために基盤を築くことを目的としています。

¹ 他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚

² 「ありのままの自分でいいんだ」など、自分の価値や存在意義を肯定する感覚や感情

4 小中一貫教育の必要性

人の成長・発達のなかでも、児童期から青年前期にかけては、大きな変化がみられる時期です。この時期の子どもたちが多様な発達課題を克服し、一步一歩階段を上るように適切な成長をしていくために、学校教育の果たす役割は大きいと考えます。

しかし、小学校での成果が中学校で十分に受け継がれず、かつ発展させられていなかったり、中学校で必要となる内容が、小学校で十分に定着しないまま中学に進学したりする事例も少なくありません。

また、小・中学校の教員の間にある、指導や評価に対する考え方や子どもの見方の違いを相互に認識されていない現状があります。

そのことが、子どもたちの成長や学びに影響を及ぼしているのであれば、速やかに解決を図らなければなりません。さらに、義務教育の出口である中学3年生の進路において、多様な選択ができる力を身につけさせることも大切です。そのためには、これまでにってきた小学校と中学校の連携をさらに深め、両者の「よさ」をそれぞれの校種で「生かし合い」、協働することにより9年間を通した一貫性のある教育を行う必要があります。

5 杉並区の小中一貫教育の特長

杉並区の小中一貫教育は、学校教育法に定められた小学校の修業年限6年間と、中学校の修業年限3年間という枠組みの「6・3制」に基づき、「学習指導要領」の内容を着実に身につけさせることを大きな特長としています。義務教育9年間を「4・3・2」とする区割りや、中学校3年生の学習内容を中学校2年生で指導するなどの学習内容の先行実施は行わず、現行制度の下で、校種の違いによる意義を大切にしながら、より質の高い教育を実施していきます。また、小学校から中学校に進学する際の不安や学校生活の変化などの「段差」を必要な発達課題と捉え、小・中学校が連携し、個々の子どもの状況に応じた適切な指導により、課題の克服が可能となります。

各学校や地域の実情を踏まえ、多様な教育活動を展開していくことも特長の一つです。小学校での子どもたちの学びを踏まえて、中学校でさらに発展させるために、小・中学校が、具体的な教育目標や内容・方法の意図的な接続を構想し、実践することを基本とします。

学校支援本部等と協働することにより、義務教育9年間、地域と一体となつた多様な活動を展開することができます。

第2 小中一貫教育の目指す効果

【効果1】学びの系統性・連続性を重視した指導による学力・体力の向上

学力向上で最も大切なことは、当該学年で習得すべき学習内容を確実に身につけることです。そのためには、小・中学校9年間で系統的に一貫性をもった指導を行うことが大切です。

杉並区「特定の課題に対する調査」によると、義務教育修了学年の中学3年生の約4割が、特定の学習内容でのつまずきや学び残しがあります。

その解決に向け、成長・発達に応じた教育目標・内容のつながりである系統性を順序立てて確実なものとしていく教育方法の連続性によって、一貫性のある質の高い教育を実現していきます。

また、小・中学校教員が相互にかかわり、上の学年・下の学年とつながりを理解し、意識することで子どもたちの学びに系統性・連続性が生まれ、学力・体力の向上に効果をもたらすことが期待できます。

小学校6年生と中学校1年生で「比例と反比例」の学習があります。小学校は正の数のみですが、中学校では正、0、負の数が学習の範囲になります。教員がこのような指導内容の相違点を踏まえることで、小学校では学習の見通しをもたせ、中学校では既習事項を活用するなど、子どもの思考の流れに沿った指導が可能になり、授業の展開をより質の高いものにすることができます。また、子ども自身もつながりを意識することにより、学習意欲が高められ、教育的な効果が得られます。

【効果2】「かかわり」と「つながり」の中で育まれる豊かな人間性の涵養

子どもたちが社会の形成者として自立していくためには、よりよい人間関係を築いたり、社会とのかかわり方を学習し、身につけたりすることが求められます。小・中学校9年間を通して発達段階に即した集団活動を計画的、発展的に行い、身の回りの人や地域社会、異なる年齢で形成された集団や組織とかかわり合う経験を積み重ねることで、これらの力を育成していきます。

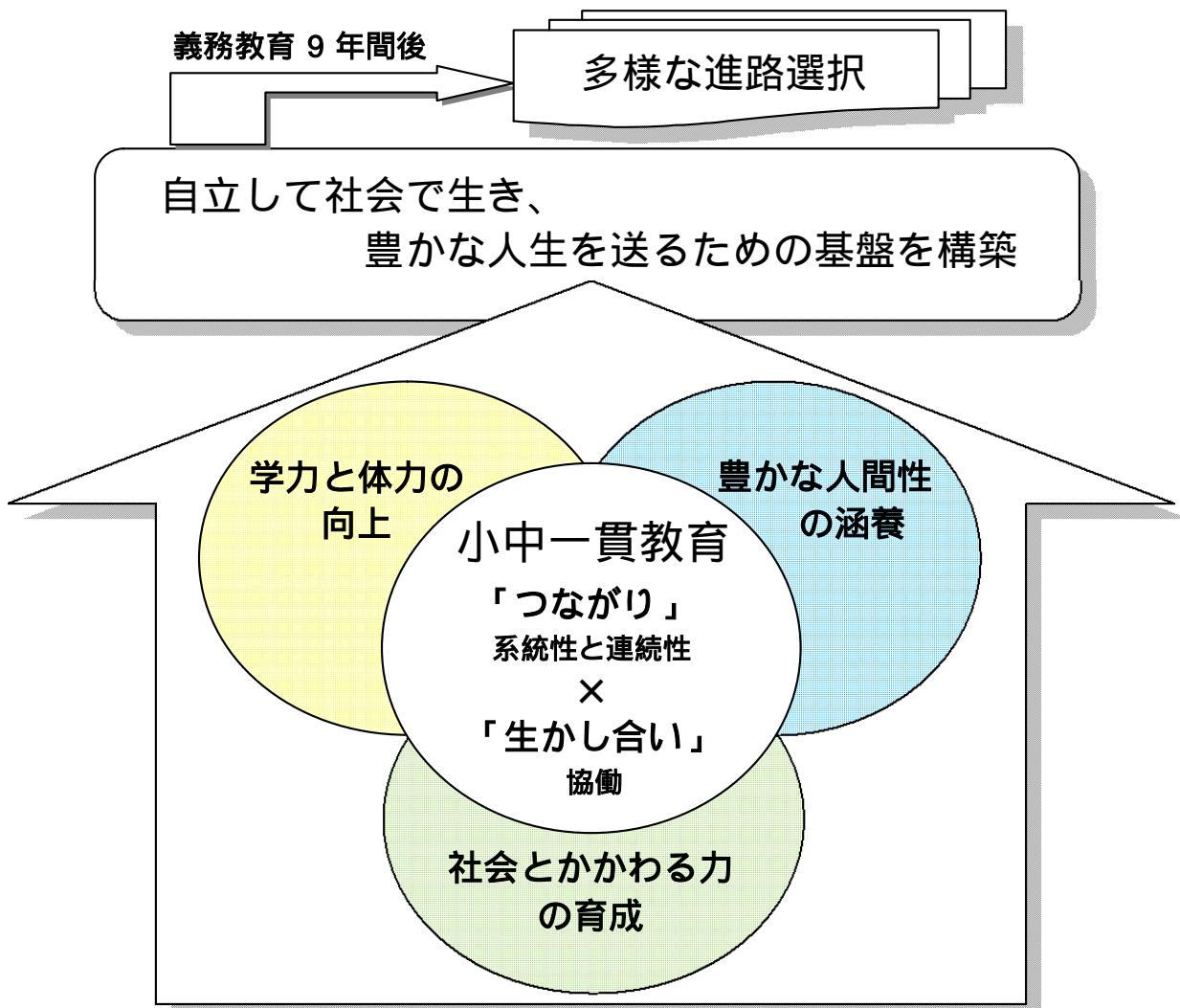
こうした様々な「かかわり」や「つながり」の中で、児童・生徒の豊かな人間性が培われ、着実な自己形成を促すことになります。

小学生と中学生が一緒に遊ぶ場面では、中学生が下級生の面倒を見る場面が多く見られます。中学生は、上級生としての意識が高まり、模範となる行動が多くなります。小学生は、中学生があこがれの存在となり、上級生の模範的な行動は、下級生の手本となります。このような幅広い人間関係の中で、子どもたち自らが、豊かな人間関係を築こうとする動機づけや意識づけを図ることができます。

【効果3】地域とのかかわりの中で、社会とかかわる力の育成

子どもたちの知・徳・体の調和のとれた育成は、学校だけで成し得るものではありません。保護者や地域の方々と一緒にになって子どもを育てる視点が大切です。家庭・地域・学校等がそれぞれの役割と責任を自覚し、小・中学校9年間の見通しのある目標を共有することにより、協力・連携がより推進され、人と人のつながりが深まります。地域コミュニティに支えられた学校で育つ子どもたちは、地域の姿が手本となって周囲への関心がひろがります。そして、積極的にかかわりをもつようになります。社会性が育まれていきます。

地域の行事には、小学生も中学生も分け隔てなく参加します。地域で育つ子どもは、学校だけでなく、PTAや学校支援本部、学校運営協議会や地域教育連絡協議会、青少年育成委員会等の組織の人々に見守られ成長します。例えば、地域の「子ども祭り」に小学生も中学生も実行委員として加わり、上級生から助言を受けながら、お祭りを企画しています。自分の通っている学校の区域だけでなく、広い範囲で活躍する場の中で、小・中学生が共に協力し合い、地域と一体になった活動をすることにより、豊かな社会性が育まれています。



第3 小・中学校の組み合わせと施設形態の考え方

小中一貫教育は、義務教育9年間を通して小学校と中学校が連携して行う取り組みです。杉並区の小・中学校では、中学校1校とその周辺に位置する小学校1校若しくは2校が、1つのまとまり（グループ）となって小中一貫教育に取り組んでいます。

小学校と中学校との位置関係によって、下図（施設形態の類型）のとおり3つの類型に分けられます。杉並区では、大半が「施設分離型」による小中一貫教育を実施しています。施設分離型では、児童と生徒の交流や情報の共有化を深める工夫や必要に応じた施設整備などが必要です。

平成27年度に区内で初となる施設一体型の小中一貫教育校が開校します。施設一体型では、日常的に小学校と中学校が連携して多様な教育活動の展開が可能となります。今後、施設一体型の整備については、校舎の老朽化、学校規模や地域の実情など新しい学校づくりの視点により検討します。

一方、小学校と中学校の通学区域が必ずしも一致しないことから、組み合わせの小学校から中学校へ進学しない場合があります。杉並区の小中一貫教育は現行の6・3制を前提として学習指導要領に準拠しており、組み合わせによらない中学へ進学した場合においても、小中一貫教育で培われた力を進学先の中学校で十分発揮することができます。

施設一体型の通学区域に関しては、小中一貫教育の効果が最大限に発揮できるよう、小学校と中学校の整合性を図る方向で、通学路の安全性や通学距離なども考慮に入れ定めます。その際、学校が地域における重要な核の一つであることからも地域や学校関係者と十分な情報交換をしながら検討していきます。

<施設形態の類型>

【施設分離型】 小学校と中学校が距離的に離れている型
(小学校1校若しくは2校)



【施設隣接型】 小学校と中学校が隣接している型



【施設一体型】 同一校舎内で、小学生と中学生が学習、生活する型



第4 小中一貫教育の推進に向けて

1 学校における取組

学校においては、学校内での体制を整え、連携校と協働して次の取組などにより、小中一貫教育の進展を図ります。

児童・生徒や地域の状況を踏まえて義務教育9年間を見通した小中一貫教育の全体計画を作成し、計画的に推進します。

具体的な取組内容の目的や必要性などを連携校と共有化することで、指導内容の系統性や指導方法の連続性の意識の醸成を図ります。

小中一貫教育推進コーディネーターの配置や連絡会の設置等、調整組織を整え、合同授業や研修会などの取組を拡充します。

小中一貫教育の取組内容等を十分に保護者や地域に説明し、共にかかわり合いながら、目的・効果がより達成されるように努めます。

2 教育委員会の役割

教育委員会においては、各校の取組状況を把握し、課題の検討や取組の評価を行うとともに、次の方策により、小中一貫教育の進展に努めます。

教育委員会事務局職員や学校関係者等により設置する「杉並区小中一貫教育推進委員会」を核として杉並区の小中一貫教育を推進します。

区費教員の配置や兼務発令などにより、効果的な人事施策を展開します。

小・中学校の教職員の研修を充実させ、相互理解や指導力の向上を図ります。

ICT（情報通信技術）の効果的な活用による学校間の情報共有の向上など相互交流しやすい環境整備を図ります。

3 地域との連携推進

小中一貫教育の充実は、学校だけで成し得るものではありません。保護者、地域の力と効果的に連携しながら推進していくことが不可欠です。

学校や教育委員会からの取組内容等の周知により、小中一貫教育への理解の向上に努め、義務教育9年間を意識した学校運営や事業を学校支援本部や学校運営協議会と連携し、協働しながら推進します。

町会や商店街などと協力して、地域行事や地域での職場体験などをとおして、地域と児童・生徒とのより良い関係を築き上げます。

これまでの小中一貫教育において、小・中学校の交流が進み、学校間の協力体制が整ってきました。今後は、さらに相互理解を深め、両者の「よさ」を理解し、「生かし合い」、協働することでよりよい教育を推進していきます。そのためにも、学校・教育委員会、地域がともに小中一貫教育の推進体制を整え、すべての子どもたちが、自立して社会で生き、豊かな人生を送るための基盤を築いていきます。

資料1 <一貫性のある教育の深化>

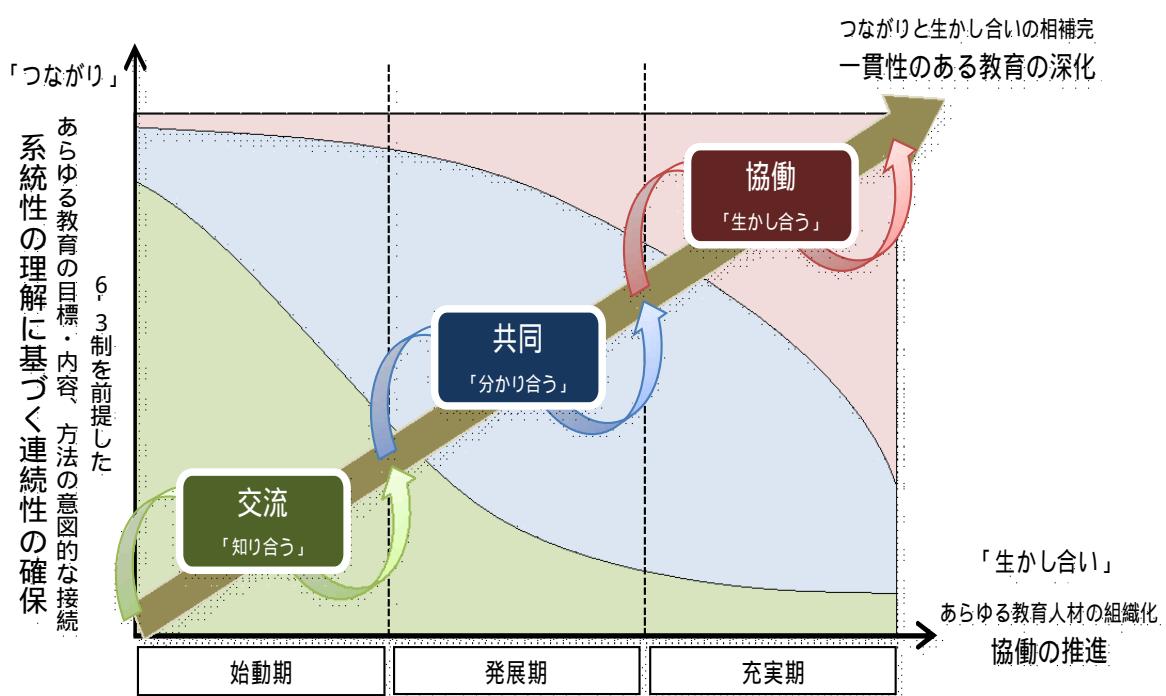
平成33年度までを次の3期に分け、そのねらいを明確にした取組を推進していきます。

段階	期間	ねらい	方法
始動期	～平成26年度	知り合う	交流
発展期	平成27年度～平成29年度	分かり合う	共同
充実期	平成30年度～平成33年度	生かし合う	協働

始動期：小・中学校の教職員が異校種の子どもの成長・発達や学習内容、学校文化等を互いに知り合うことをねらいに「交流」を中心とする活動

発展期：始動期に得た内容を発展させ、お互いの校種の役割やよさを理解したうえで、「共同」で指導することを中心とする活動

充実期：それまでに交流・共同してきた経験を踏まえ、9年間の系統性・連続性のある一貫した理念で指導を行うことにより、子どもたちにかかる全ての教職員が共通の目標に向かって「協働」していくことを中心とする活動



資料2 <小中一貫教育の取組>

情報共有

区立小・中学校を対象とした「小中一貫教育の取組に係る調査」(以下「取組調査」)において、「連携校間での連絡会や交流活動などに係る時間設定の工夫」の必要性があげられています(65校中53校)。

ある連携校間では、学校に設置している校務パソコンを活用して、小・中学校の教員が相互に閲覧や書き込みなどが出来る共有フォルダーを設けて、学校間の距離があり日常的に取りづらい情報交換を補足しています。また、連携校間での連絡会や児童・生徒の交流活動の実施にあたり、小・中学校の教員が協力して資料を作成するなど、情報共有の効率化が図られるとともに、教員間の相互理解の進展がみられます。

交流授業

取組調査において、小中一貫教育の成果として「小学生の中学校に対する不安感が軽減され、期待感が高まった」を多くの学校があげています(65校中51校)。

ある中学校では、小学校2校と連携して同じ日の放課後に交流授業を実施しています。この交流授業によって、中学校への興味や関心を持ち、小学生同士の交友関係のひろがりや小学校間の連携強化にもつながっています。また、交流授業終了後には、学校支援本部や保護者の協力を得て帰宅時の安全を確保するなど、地域との協力・連携が推進されています。

(参考) 小中一貫教育の取組に係る調査より(平成25年度)

学習面や生活指導面などの情報共有が充実した。	(55)
連携校間での連絡会や交流活動などのための時間設定の工夫が必要である。	(53)
小学生の中学校に対する不安感が減り、期待感が高まった。	(51)
教職員が授業参観・交流することで、学習や生活指導のポイントが明確になった。	(51)

注:カッコ内は回答(学校)数を示しています(全小中学校数65校)。

各学校において様々な取組みを地域や保護者との協力のもと実施しています。小中一貫教育を開始した平成22年度と比べて、平成24年度では保護者の肯定率³が、大幅に上昇しています。今後も、教育の質の向上を図るとともに、地域や保護者と連携して様々な取組みを充実していきます。

保護者肯定率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成33年度
41.3%	45.9%	68.4%	80%

3 肯定率:「教育調査」における「子どもの実態、学校や地域の実情を踏まえ、義務教育9年間を通じた一貫性のある教育(小中一貫教育)が進められている」という質問より算出。